

廃炉発官 R 8 第 1 0 4 号
令和 8 年 1 0 月 5 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書の
一部補正について

令和 8 年 3 月 9 日付け廃炉発官 R 7 第 1 7 8 号をもって申請しました福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書を別紙の通り一部補正をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

補正箇所、補正理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

放射性物質分析・研究施設別棟の設置について、審査の進捗を踏まえ、下記の通り補正を行う。

併せて、原規規発第2605181号にて認可された実施計画の反映を行う。

目次

- ・変更なし

Ⅱ 特定原子力施設の設計、設備

2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画

2.52 放射性物質分析・研究施設別棟

本文

- ・審査進捗に伴う記載の変更

添付資料－1

- ・申請書本文の構成見直しに伴う申請内容の取り下げ

添付資料－2

- ・申請書本文の構成見直しに伴う申請内容の取り下げ

添付資料－3

- ・申請書本文の構成見直しに伴う申請内容の取り下げ

添付資料－4

- ・申請書本文の構成見直しに伴う申請内容の取り下げ

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編（1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉に係る保安措置）

附則

- ・原規規発第2605181号にて認可された実施計画の反映

添付1 管理区域図

- ・原規規発第2605181号にて認可された実施計画の反映

添付2 管理対象区域図

- ・原規規発第2605181号にて認可された実施計画の反映

第2編（5号炉及び6号炉に係る保安措置）

附則

- ・原規規発第2605181号にて認可された実施計画の反映

添付1 管理区域図

- ・原規規発第2605181号にて認可された実施計画の反映

添付2 管理対象区域図

- ・原規規発第2605181号にて認可された実施計画の反映

以 上

別添

目次

はじめに

I 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価

- 1 全体工程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-1
 - 1.1 1～4号機の工程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-1-1
 - 1.2 5・6号機の工程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-2-1
- 2 リスク評価
 - 2.1 リスク評価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ I-2-1-1
 - 2.2 特定原子力施設の敷地境界及び敷地外への影響評価・・・・・・・・・・ I-2-2-1
 - 2.3 特定原子力施設における主なリスク・・・・・・・・・・ I-2-3-1
 - 2.4 特定原子力施設の今後のリスク低減対策・・・・・・・・・・ I-2-4-1

II 特定原子力施設の設計、設備

- 1 設計、設備について考慮する事項
 - 1.1 原子炉等の監視・・・・・・・・・・・・・・・・・・ II-1-1-1
 - 1.2 残留熱の除去・・・・・・・・・・・・・・・・・・ II-1-2-1
 - 1.3 原子炉格納施設雰囲気の監視等・・・・・・・・・・ II-1-3-1
 - 1.4 不活性雰囲気の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・ II-1-4-1
 - 1.5 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理・・・・・・・・・・ II-1-5-1
 - 1.6 電源の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ II-1-6-1
 - 1.7 電源喪失に対する設計上の考慮・・・・・・・・・・ II-1-7-1
 - 1.8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理・・・・・・・・・・ II-1-8-1
 - 1.9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理・・・・・・・・・・ II-1-9-1
 - 1.10 放射性気体廃棄物の処理・管理・・・・・・・・・・ II-1-10-1
 - 1.11 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等・・・・・・・・・・ II-1-11-1
 - 1.12 作業員の被ばく線量の管理等・・・・・・・・・・ II-1-12-1
 - 1.13 緊急時対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ II-1-13-1
 - 1.14 設計上の考慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・ II-1-14-1
- 2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画
 - 2.1 原子炉圧力容器・格納容器注水設備・・・・・・・・・・ II-2-1-1
 - 2.2 原子炉格納容器内窒素封入設備・・・・・・・・・・ II-2-2-1
 - 2.3 使用済燃料プール設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ II-2-3-1
 - 2.4 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備・・・・・・・・・・ II-2-4-1
 - 2.5 汚染水処理設備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ II-2-5-1

2.6	滞留水を貯留している（滞留している場合を含む）建屋	II-2-6-1
2.7	電気系統設備	II-2-7-1
2.8	原子炉格納容器ガス管理設備	II-2-8-1
2.9	原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内監視計測器	II-2-9-1
2.10	放射性固体廃棄物等の管理施設	II-2-10-1
2.11	使用済燃料プールからの燃料取り出し設備	II-2-11-1
2.12	使用済燃料共用プール設備	II-2-12-1
2.13	使用済燃料乾式キャスク仮保管設備	II-2-13-1
2.14	監視室・制御室	II-2-14-1
2.15	放射線管理関係設備等	II-2-15-1
2.16	放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設	II-2-16-1
2.17	放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	II-2-17-1
2.18	5・6号機に関する共通事項	II-2-18-1
2.19	5・6号機 原子炉圧力容器	II-2-19-1
2.20	5・6号機 原子炉格納施設	II-2-20-1
2.21	5・6号機 制御棒及び制御棒駆動系	II-2-21-1
2.22	5・6号機 残留熱除去系	II-2-22-1
2.23	5・6号機 非常用炉心冷却系	II-2-23-1
2.24	5・6号機 復水補給水系	II-2-24-1
2.25	5・6号機 原子炉冷却材浄化系	II-2-25-1
2.26	5・6号機 原子炉建屋常用換気系	II-2-26-1
2.27	5・6号機 燃料プール冷却浄化系	II-2-27-1
2.28	5・6号機 燃料取扱系及び燃料貯蔵設備	II-2-28-1
2.29	5・6号機 非常用ガス処理系	II-2-29-1
2.30	5・6号機 中央制御室換気系	II-2-30-1
2.31	5・6号機 構内用輸送容器	II-2-31-1
2.32	5・6号機 電源系統設備	II-2-32-1
2.33	5・6号機 放射性液体廃棄物処理系	II-2-33-1
2.34	5・6号機 計測制御設備	II-2-34-1
2.35	サブドレン他水処理施設	II-2-35-1
2.36	雨水処理設備等	II-2-36-1
2.37	モバイル型ストロンチウム除去装置等	II-2-37-1
2.38	RO濃縮水処理設備	II-2-38-1
2.39	第二モバイル型ストロンチウム除去装置等	II-2-39-1
2.40	放水路浄化設備	II-2-40-1

2.41	放射性物質分析・研究施設第1棟	II-2-41-1
2.42	大型機器除染設備	II-2-42-1
2.43	油処理装置	II-2-43-1
2.44	放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（増設雑固体廃棄物焼却設備）	II-2-44-1
2.45	大型廃棄物保管庫	II-2-45-1
2.46	減容処理設備	II-2-46-1
2.48	放射性物質分析・研究施設第2棟	II-2-48-1
2.49	3号機原子炉格納容器内取水設備	II-2-49-1
2.50	ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設	II-2-50-1
2.51	ゼオライト土嚢等処理設備	II-2-51-1
2.52	放射性物質分析・研究施設別棟	II-2-52-1

III 特定原子力施設の保安..... III-1

第1編 （1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉に係る保安措置）..... III-1-1-1

第2編 （5号炉及び6号炉に係る保安措置）..... III-2-1-1

第3編 （保安に係る補足説明）

1 運転管理に係る補足説明

1.1 巡視点検の考え方..... III-3-1-1-1

1.2 火災への対応..... III-3-1-2-1

1.3 地震及び津波への対応..... III-3-1-3-1

1.4 豪雨，台風，竜巻への対応..... III-3-1-4-1

1.5 5・6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の運転管理について..... III-3-1-5-1

1.6 安全確保設備等の運転管理責任者について..... III-3-1-6-1

1.7 1～4号機の滞留水とサブドレンの運転管理について..... III-3-1-7-1

1.8 地下水ドレンの運転管理について..... III-3-1-8-1

1.9 ALPS処理水希釈放出設備の運転管理について..... III-3-1-9-1

2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明

2.1 放射性廃棄物等の管理..... III-3-2-1-1-1

2.2 線量評価..... III-3-2-2-1-1

3 放射線管理に係る補足説明

3.1 放射線防護及び管理..... III-3-3-1-1

4 保全計画策定に係る補足説明

4.1 保全計画策定の考え方..... III-3-4-1-1

4.2 5・6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の保全について..... III-3-4-2-1

5 放射性物質分析・研究施設に係る補足説明

5.1	放射性物質分析・研究施設における保安管理体制及び保安管理について	Ⅲ-3-5-1-1
5.2	放射性物質分析・研究施設第 2 棟における設計評価事故時の放射線障害の防止 について.....	Ⅲ-3-5-2-1
5.3	放射性物質分析・研究施設第 2 棟における安全上重要な施設の選定について	Ⅲ-3-5-3-1
5.4	放射性物質分析・研究施設第 2 棟における多量の放射性物質等を放出する事故 の拡大の防止について.....	Ⅲ-3-5-4-1
6	特定原子力施設の設備，機器の解体撤去に係る補足説明.....	Ⅲ-3-6-1-1
Ⅳ	特定核燃料物質の防護.....	Ⅳ-1
Ⅴ	燃料デブリの取出し・廃炉.....	Ⅴ-1
Ⅵ	実施計画の実施に関する理解促進.....	Ⅵ-1
Ⅶ	実施計画に係る検査の受検.....	Ⅶ-1

2.52 放射性物質分析・研究施設別棟

2.52.1 基本設計

2.52.1.1 設置の目的

放射性物質分析・研究施設別棟（以下「別棟」という。）は、液体試料（ALPS 処理水など）に含まれる放射性物質の分析を実施することを目的とする。

2.52.1.2 要求される機能

別棟においては、液体試料（ALPS 処理水など）について、搬入、分析・試験、一時的な保管及び搬出すること。また、別棟で発生する放射性の廃棄物について一時的な保管及び搬出すること。

別棟内で取り扱う放射性物質については、必要に応じて漏えい防止・汚染拡大防止等を行うことにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。

2.52.1.3 設計方針

別棟の安全対策は、他の特定原子力施設の設計を参考にしつつ、「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」を満たす設計とする。

(1) 電源の確保

電源の確保に係る基本設計方針は、実施計画Ⅱ章 1「1.6 電源の確保」を参照。

別棟は、安全機能喪失時の敷地境界線量への影響は $50\mu\text{Sv}$ 未満であり、重要度の特に高い安全機能や監視機能を有する構築物、系統及び機器はないため、外部電源系統 1 系統で受電する設計とする。

(2) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理

放射性固体廃棄物の処理・保管・管理に係る基本設計方針は、実施計画Ⅱ章 1「1.8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理」を参照。

別棟では、可燃性、難燃性及び不燃性の放射性固体廃棄物を取り扱う。別棟で発生する放射性の固体廃棄物（以下「別棟固体廃棄物」という。）は、その廃棄物の性状に応じて、適切に処理し、袋で封入したのち容器に収納し、固体廃棄物払出準備室にて一時的に保管する。また、一時保管においては、十分な保管容量の確保、配置等の適切な管理を行うことにより、汚染拡大防止及び敷地周辺の線量を達成できる限り低減する設計とする。

(3) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理

放射性液体廃棄物の処理・保管・管理に係る基本設計方針は、実施計画Ⅱ章 1「1.9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理」を参照。

別棟では、分析作業やその後の洗浄作業によって発生する分析廃液及び管理区域内の設備から発生する設備管理廃液を放射性液体廃棄物として取り扱う。別棟で発生する放射性的液体廃棄物（以下「別棟液体廃棄物」という。）は、その廃棄物の性状に応じて、適切に処理し、容器に封入し、液体廃棄物一時貯留室の堰内に設置したラックに収納し、一時的に保管する。また、一時保管においては、十分な保管容量の確保、漏えい防止策を行うことにより、汚染拡大防止及び敷地周辺の線量を達成できる限り低減する設計とする。加えて、別棟液体廃棄物の漏えいを早期検知するため、堰内に漏えい検知器を設置する設計とする。

（4）放射性気体廃棄物の処理・管理

放射性気体廃棄物の処理・管理に係る基本設計方針は、実施計画Ⅱ章1「1.10 放射性気体廃棄物の処理・管理」を参照。

別棟では、放射性物質を取り扱うフードや管理区域の排気に伴い発生する放射性気体廃棄物を取り扱う。別棟で発生する放射性的気体廃棄物（以下「別棟気体廃棄物」という。）の処理にあたっては、別棟気体廃棄物に含まれている放射性物質を高性能フィルタにより除去したのちに放出することによって、敷地周辺の線量を達成できる限り低減する設計とする。放射性物質を取り扱うフードは、換気空調設備により開口部の面速を一定以上に保ち、別棟気体廃棄物の漏えいを防止する設計とする。管理区域用排風機が停止した場合は、給気の逆流を防止する逆止ダンパと高性能フィルタを有する排気フィルタユニットによって、管理区域内で放射性物質の閉じ込めを行う設計とする。

（5）放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等

放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等に係る基本設計方針は、実施計画Ⅱ章1「1.11 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等」を参照。

敷地周辺の線量を達成できる限り低減するため、別棟においては換気空調設備等の放射線防護上の措置を講じた設計とする。また、別棟の設置後においても、別棟内の液体試料（ALPS 処理水など）を含め敷地内に保管されている発災以降に発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量は、1mSv/年未満となる設計とする。

（6）作業員の被ばく線量の管理等

作業員の被ばく線量の管理等に係る基本設計方針は、実施計画Ⅱ章1「1.12 作業員の被ばく線量の管理等」を参照。

別棟は、作業内容に応じて建屋内を区分し、区分ごとに外部放射線に係る設計基準線量率を設定する。放射線業務従事者及び一時立入者の立入場所における線量及び作業における被ばく線量を達成できる限り低減できるように、液体廃棄物一時貯留室、固体廃棄物払出準備室をコンクリート壁で区画するとともに、機器の配置、放射性物質の漏えい防止及

び換気等の所要の放射線防護上の措置を講じた設計とする。

(7) 緊急時対策

緊急時対策に係る基本設計方針は、実施計画Ⅱ章1「1.13 緊急時対策」を参照。

別棟の緊急時の対策として、放送設備、安全避難通路、非常用照明、誘導灯、火災検知器及び消火設備を備える。また、緊急時に必要な資機材として、担架、除染用具及びサーベイメータを備える。

別棟には、警報及び通信連絡設備を整備し、異常時は監視設備室や放射性物質分析・研究施設第1棟（以下「第1棟」という。）、免震重要棟（緊急時対策所）に警報を発報するとともに、それぞれの箇所から別棟内の作業員等に必要な指示を行うことができる設計とする。また、別棟と第1棟及び免震重要棟（緊急時対策所）の間の通信連絡設備は、携帯電話設備及び放送設備等により多重性及び多様性を確保する。

(8) 準拠規格及び基準

準拠規格及び基準に係る基本設計方針は、実施計画Ⅱ章1「1.14 設計上の考慮(1) 準拠規格及び基準」を参照。別棟の建屋、フード及び換気空調設備に準拠する基準及び規格を以下に示す。

- ・ 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
 建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）
 建築基準法施行規則（昭和25年11月16日建設省令第40号）
- ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年9月30日労働省令第36号）
 特定化学物質障害予防規則（昭和47年9月30日労働省令第39号）
- ・ 日本産業規格
 JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材
 JIS Z 4812 放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ

(9) 自然現象に対する設計上の考慮

自然現象に対する設計上の考慮に係る基本設計方針は、実施計画Ⅱ章1「1.14 設計上の考慮(2) 自然現象に対する設計上の考慮」を参照。

別棟における設計方針を以下に示す。

a. 地震に対する設計上の考慮

別棟の建屋及び設備の耐震設計は、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における耐震クラス分類と地震動の適用の考え方」（令和4年11月16日原子力規制委員会了承、令和5年6月19日一部改訂）に基づき、クラス別分類を行

い、当該クラスに適用される設計用地震力に対して十分耐えられる設計とする。

機器ごとの耐震クラス分類は表－１のとおり。

表－１ 機器ごとの耐震クラス分類

系統名	機器区分	名称	耐震クラス
建屋	建屋	建屋	C
分析・試験設備	フード	フード	C
液体廃棄物一時貯留設備	堰	堰	C
換気空調設備	排風機	管理区域用排風機 A, B	C
	送風機	送風機 A, B	C
	フィルタ	排気フィルタユニット	C

b. 地震以外に想定される自然現象（津波、豪雨、台風、竜巻等）に対する設計上の考慮

地震以外の想定される自然現象（津波、豪雨、台風、竜巻等）によって施設の安全性が損なわれない設計とする。

① 津波

別棟は、検討用津波の遡上範囲外の高台（T.P.+約 40 m）に設置し、検討用津波による影響を受けない設計とする。

② 豪雨

別棟は、森林法における林地開発許可制度の排水施設の設置基準に基づく継続時間 10 分における小名浜 30 年確率降雨強度（2024 年 4 月 1 日更新）を適切に排水できる設計とする。

③ 台風（強風・高潮）

別棟は、建築基準法及び関係法令に基づく風圧力に対して耐えられる設計とする。
また、別棟は、高台に設置することにより、高潮の影響は受けない。

④ 竜巻

竜巻による飛来物等によって別棟の安全機能が損傷した場合には、福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）全体の安全性が損なわれないように、速やかに復旧等を行う。

⑤ その他

別棟は、その他の想定される自然現象（洪水、積雪等）に対しても、施設の安全性が損なわれないように設計する。

(10) 外部人為事象に対する設計上の考慮

外部人為事象に対する設計上の考慮に係る基本設計方針は、実施計画Ⅱ章 1「1.14 設計上の考慮(3) 外部人為事象に対する設計上の考慮」を参照。

別棟は、想定される外部人為事象によって施設の安全性が損なわれない設計とする。具体的には、ダムの崩壊及び爆発、漂流した船舶の衝突等を考慮する必要のない場所に別棟

を設置するとともに、電磁的障害による擾乱を防止するため、制御部及び演算部を接地した鋼製の筐体に格納する等の電磁的障害の影響を受けない設計とする。また、第三者の不法な接近等を防御するため、周辺監視区域内に柵を設置する等の適切な措置を講じた設計とする。別棟に設置する監視・制御装置は、不正アクセス行為を受けることがないように、電気通信回線等を通じて外部と接続できない設計とする。

(11) 火災に対する設計上の考慮

火災に対する設計上の考慮に係る基本設計方針は、実施計画Ⅱ章1「1.14 設計上の考慮

(4) 火災に対する設計上の考慮」を参照。

別棟における設計方針を以下に示す。

a. 火災の発生防止

別棟の主要構造部（壁、柱等）、建屋内の主な機器、配管等は、不燃材料を使用し、ケーブル類は難燃ケーブル、耐火ケーブル又は耐熱ケーブルを使用する設計とする。

b. 火災の検知及び消火

別棟の建屋内には、消防法、消防法施行令及び消防法施行規則に基づき、火災検知器及び消火設備を設置する。火災検知器は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮し、熱または煙検知機を適切に選択する。消火設備は、多様性を確保するために、屋内消火栓設備と粉末消火器で構成する。

c. 火災の影響の軽減

別棟の建屋は、建築基準法及び建築基準法施行令に基づき、防火区画を設置し、消防設備と組み合わせることにより、火災の影響を軽減する設計とする。なお、主要構造部の外壁（鉄筋コンクリート造）は、延焼を防止するために必要な耐火性能を有する設計とする。

(12) 環境条件に対する設計上の考慮

環境条件に対する設計上の考慮に係る基本設計方針は、実施計画Ⅱ章1「1.14 設計上の考慮(5) 環境条件に対する設計上の考慮」を参照。

別棟の構築物、系統及び機器は、それぞれの場所に応じた圧力、温度、湿度、放射線等に関する環境条件を考慮し、そこに設置する安全機能を有する構築物、系統及び機器は、これらの環境条件下で期待されている安全機能が維持できる設計とする。

また、別棟に設置するフードでは、腐食性ガスの発生するおそれがあり、かつ、酸を取り扱うことから、腐食に対しても安全機能が維持できる設計とする。

(13) 運転員操作に対する設計上の考慮

運転員操作に対する設計上の考慮に係る基本設計方針は、実施計画Ⅱ章1「1.14 設計上の考慮(7) 運転員操作に対する設計上の考慮」を参照。

別棟における設計方針を以下に示す。

a. フードの誤操作防止

フード窓が必要以上に大きく開放しないよう、フード窓にストッパーを設ける設計とする。また、誤って大きく開放しないよう、フード窓に開放の制限を表示する。

b. 監視盤、操作器具等の誤操作防止

盤の配置、操作器具等の操作性、計器表示及び警報表示においては施設の状態が正確かつ迅速に把握できる配置となるよう設計する。また、操作器具等は、操作性及び視認性に留意するなどにより誤操作を防止する設計とする。

(14) 信頼性に対する設計上の考慮

信頼性に対する設計上の考慮に係る基本設計方針は、実施計画Ⅱ章1「1.14 設計上の考慮(8) 信頼性に対する設計上の考慮」を参照。

別棟は、換気空調設備の負圧維持機能の信頼性を確保するため、送風機及び管理区域用排風機を2基（うち1基予備）備える設計とする。

(15) 検査可能性に対する設計上の考慮

検査可能性に対する設計上の考慮に係る基本設計方針は、実施計画Ⅱ章1「1.14 設計上の考慮(9) 検査可能性に対する設計上の考慮」を参照。

別棟では、フード、管理区域用排風機、排気フィルタユニットの放射性物質の閉じ込め機能、液体廃棄物一時貯留設備の漏えい防止機能について、それらの健全性及び機能を確認できる設計とする。また、保全方式、点検の方法、実施頻度及び時期を定めた点検長期計画を作成し、求められる機能を維持管理する。

2.52.1.4 主要な機器等

別棟は、建屋、分析・試験設備、換気空調設備、固体廃棄物払出準備設備及び液体廃棄物一時貯留設備により構成する設計とする。

2.52.1.4.1 別棟の建屋

別棟の建屋は、発電所の第1棟に隣接して配置する。鉄筋コンクリート造2階建ての平面が約35m（南北方向）×約23m（東西方向）の建物で、地上高さは約7mの設計とする。

2.52.1.4.2 分析・試験設備

分析・試験のための設備は、フード及び各種分析装置から構成する設計とする。液体試料（ALPS処理水など）は別棟に搬入後、液体試料（ALPS処理水など）を各種分析装置で分析可能な形態にするために、フード内において試料の調製を行い、放射能測定装置、化学分析装置等を用いて分析・試験を行う設計とする。

2. 52. 1. 4. 3 換気空調設備

フード等の排気は、高性能フィルタを有した排気フィルタユニットで放射性物質を十分に低い濃度になるまで除去した後、管理区域用排風機を介して別棟の排気口から大気放出する設計とする。また、管理区域への給気は、管理区域外分も含め送風機で行う設計とする。

なお、管理区域用排風機が停止した場合は、逆止ダンパと高性能フィルタを有する排気フィルタユニットによって、管理区域内で放射性物質の閉じ込めを行う設計とする。

2. 52. 1. 4. 4 固体廃棄物払出準備設備

別棟固体廃棄物は、別棟内で一時的に保管ができる設計とする。一時的に保管した別棟固体廃棄物は、発電所内の放射性の固体廃棄物等の管理施設等に払い出す設計とする。

2. 52. 1. 4. 5 液体廃棄物一時貯留設備

別棟液体廃棄物は、別棟内で一時的に保管ができる設計とする。一時的に保管した別棟液体廃棄物（中和等により安定化した分析廃液及び設備管理廃液）を発電所内の放射性の液体廃棄物関連施設に払い出す設計とする。このため、別棟液体廃棄物を一時的に保管する専用のラック等を設置する設計とする。

ラック等は、漏えい拡大防止のための堰内に設置する。堰は、堰内に設置するそれぞれの収納ラックの漏えい廃液を全量保持できる容量とする。また、堰内には漏えい検知器を設置する。

2. 52. 1. 5 供用期間中に確認する項目

別棟から放出する排気については、放射性物質の濃度を環境に放出可能な値まで低減できていること。

2.52.2 基本仕様

2.52.2.1 主要仕様

2.52.2.1.1 分析・試験設備

(1) フード

吸引能力	面速 0.5m/s 以上 (1/3 開口状態)
基数	24 基
取付箇所	フード室, RI 調製室, 試薬調製室, 測定室 (4)

2.52.2.1.2 換気空調設備

(1) 管理区域用排風機

容量	27200m ³ /h/基
基数	2 基 (うち 1 基予備)
取付箇所	換気空調設備室 (2)

(2) 送風機

容量	29600m ³ /h/基
基数	2 基 (うち 1 基予備)
取付箇所	換気空調設備室 (1)

(3) 排気フィルタユニット

容量	5440m ³ /h/基
基数	6 基 (うち 1 基予備)
取付箇所	換気空調設備室 (2)

2.52.2.1.3 固体廃棄物払出準備設備

(1) 固体廃棄物払出準備室

部屋数	1 部屋
廃棄物容量	5.5m ³

2.52.2.1.4 液体廃棄物一時貯留設備

(1) 分析廃液一時収納ラック

保管容量	0.18m ³ /基
基数	1 基
取付箇所	液体廃棄物一時貯留室

(2) 設備管理廃液一時収納ラック

保管容量	0.12m ³ /基
基数	2 基
取付箇所	液体廃棄物一時貯留室

(3) 堰

堰高さ	0.15m 以上
堰容積（想定する最大の漏えい量）	0.42m ³
取付箇所	液体廃棄物一時貯留室

(4) 漏えい検出装置及び警報装置

漏えい検出装置（警報機能を含む）取付箇所	液体廃棄物一時貯留室
警報装置取付箇所	監視設備室

2.52.2.2 別棟に係る確認事項

別棟の建屋・設備の工事に係る主要な確認事項を表－2～9に示す。

表－2 別棟の建屋の工事に係る確認事項

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
構造強度	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。

表－3 確認事項（フード）

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
構造強度	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	機器の据付位置、据付状態について確認する。	実施計画のとおり施工・据付されていること。
性能	運転性能確認	運転状態にて開口部（1/3 開口状態）の面速を確認する。	実施計画に記載されている面速が確保されていること。

表－４ 確認事項（送風機 A, B, 管理区域用排風機 A, B）

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
構造強度	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	機器の据付位置、据付状態について確認する。	実施計画のとおり施工・据付されていること。
性能	運転性能確認	運転を行い、実施計画に記載されている容量を満足することを確認する。また、異音、異臭及び振動の異常がないことを確認する。	実施計画に記載されている容量を満足すること。また、異音、異臭及び振動の異常がないこと。

表－５ 確認事項（排気フィルタユニット 1～6）

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
構造強度	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	機器の据付位置、据付状態について確認する。	実施計画のとおり施工・据付されていること。
性能	運転性能確認	実施計画に記載されている容量における機器の状態を確認する。	実施計画に記載されている容量にて変形等の異常がないこと。

表－６ 確認事項（固体廃棄物払出準備室）

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
保管容量	寸法確認	実施計画に記載されている廃棄物容量を保管できることを確認する。	実施計画に記載されている容量以上であること。

表－７ 確認事項（分析廃液一時収納ラック，設備管理廃液一時収納ラック A, B）

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
構造強度	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	機器の据付位置、据付状態について確認する。	実施計画のとおり施工・据付されていること。
保管容量	寸法確認	実施計画に記載されている廃棄物容量を保管できることを確認する。	実施計画に記載されている容量以上であること。

表－８ 確認事項（液体廃棄物一時貯留室の堰）

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
機能	漏えい拡大防止機能確認	堰の保有水量について確認する。	堰の保有水量が想定する最大の漏えい量以上であること。

表－９ 確認事項（漏えい検出装置、警報装置）

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
構造強度	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	装置の据付位置、据付状態について確認する。	実施計画のとおり施工・据付されていること。
機能	漏えい警報確認	漏えい信号により警報が作動することを確認する。	警報が作動すること。

第 1 編

(1 号炉， 2 号炉， 3 号炉及び 4 号炉に係る保安措置)

附 則

附則（ ）

（施行期日）

第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

2. 添付1（管理区域図）の全体図及び放射性物質分析・研究施設別棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び放射性物質分析・研究施設別棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和8年5月18日 原規規発第2605181号）

（施行期日）

第1条

2. 第42条の2の表42の2-1における固体廃棄物貯蔵庫第11棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第11棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第11棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第11棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和8年3月23日 原規規発第2603231号）

（施行期日）

第1条

2. 第3条及び第38条の2については、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和8年2月24日 原規規発第2602241号）

（施行期日）

第1条

2. 第4条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 第9条、第11条、第18条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第81条及び第82条については、原子力規制委員会の認

可を受けた後、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 7 年 1 2 月 8 日 原規規発第 2512082 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 7 年 1 1 月 1 8 日 原規規発第 2511183 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 5 条及び第 4 0 条のうち、ゼオライト土嚢等処理設備については、ゼオライト土嚢等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 7 年 9 月 8 日 原規規発第 2509082 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 6 0 条及び第 6 1 条については、1 号炉原子炉建屋 5 階のエリアモニタ設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 7 年 8 月 2 0 日 原規規発第 2508201 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 6 1 条については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における新設エリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 6 年 1 2 月 1 8 日 原規規発第 24121811 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 5 条及び第 4 2 条の 2 については、放射性物質分析・研究施設第 2 棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 6 年 4 月 2 2 日 原規規発第 2404223 号）

（施行期日）

第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和4年10月27日 原規規発第2210277号）

（施行期日）

第1条

2. 第42条については、1号大型カバー換気設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号）

（施行期日）

第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条、第40条及び第42条の2については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成28年12月27日 原規規発第1612276号）

（施行期日）

第1条

2. 第40条の2における水位の監視については、水位計の設置が完了した貯留設備から順次適用する。

附則（平成25年8月14日 原規福発第1308142号）

（施行期日）

第1条

2. 第17条第3項及び第4項の1号炉復水貯蔵タンク水については、運用開始時点から適用する。

添付 1 については核物質防護上の理由から
公開しないこととしております。

添付 1 管 理 区 域 図

(第 4 6 条及び第 4 9 条関連)

添付 2 については核物質防護上の理由から
公開しないこととしております。

添付 2 管 理 対 象 区 域 図

(第 4 5 条, 第 4 7 条及び第 4 8 条関連)

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請
に関する核セキュリティ及び保障措置への影響について

＜申請書＞

申請件名	放射性物質分析・研究施設 別棟の設置(補正申請)
申請概要	日本原子力研究開発機構（JAEA）が第三者の立場で行う、ALPS 処理水を対象とした放射性物質の分析を、長期間安定的に実施するための施設を設置することに伴い、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可申請を令和 8 年 3 月 9 日に行ったものについて補正申請を行う。

上記の申請に関する核セキュリティ及び保障措置への影響の有無についての確認結果を以下に示す。

＜核セキュリティ及び保障措置への影響の有無＞

確認項目		影響の有無	備考
核セキュリティへの影響	① 防護対象の追加等による影響の有無	無	補正内容については、防護対象の追加等はないため、影響無し。
	② 侵入防止対策に係る性能への影響の有無	無	補正内容については、防護設備及び監視体制の変更はないため、影響無し。
保障措置への影響	① 設計情報質問表（DIQ:Design Information Questionnaire）への影響の有無	有	既報告の配置図に変更があるため、影響有り。
	② 査察機器の移設又は新規設置の有無	無	既存の査察機器との干渉がないため、影響無し。
	③ サイト内建物報告の観点から、恒久的な建物・構造物の新設の有無	有	1F 敷地内への建物新設に該当するため、影響有り。
	④ 既存の査察実施方針への影響の有無	無	既存の IAEA 査察内容（施策）での対応可能。

第2編

(5号炉及び6号炉に係る保安措置)

附 則

附則（ ）

（施行期日）

第 1 条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

2. 添付 1（管理区域図）の全体図及び放射性物質分析・研究施設別棟の管理区域図面並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図及び放射性物質分析・研究施設別棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 8 年 5 月 18 日 原規規発第 2605181 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 89 条の表 89-1 における固体廃棄物貯蔵庫第 1 棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第 1 棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付 1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 1 棟の管理区域図面並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 1 棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 8 年 3 月 23 日 原規規発第 2603231 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 87 条の 2 については、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用する。

附則（令和 8 年 2 月 24 日 原規規発第 2602241 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 4 条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 第 9 条、第 11 条、第 55 条、第 72 条、第 73 条、第 74 条、第 75 条、第 118 条、第 120 条及び第 121 条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 7 年 1 2 月 8 日 原規規発第 2512082 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 7 年 1 1 月 1 8 日 原規規発第 2511183 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 5 条のうち、ゼオライト土嚢等処理設備については、ゼオライト土嚢等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 6 年 1 2 月 1 8 日 原規規発第 24121811 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 5 条については、放射性物質分析・研究施設第 2 棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 6 年 4 月 2 2 日 原規規発第 2404223 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 1（管理区域図）の全体図及び添付 2（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 2 年 8 月 3 日 原規規発第 2008037 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付 2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 2 年 5 月 2 7 日 原規規発第 2005271 号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

添付 1 については核物質防護上の理由から
公開しないこととしております。

添付 1 管 理 区 域 図

(第 9 2 条の 2 及び第 9 3 条の 3 関連)

添付 2 については核物質防護上の理由から
公開しないこととしております。

添付 2 管 理 対 象 区 域 図

(第 9 2 条, 第 9 3 条及び第 9 3 条の 2 関連)